

昭和 50 年 3 月 8 日

厚生大臣 田 中 正 巳 殿

栄養審議会委員長 島 菌 順 雄

日本人の栄養所要量等について（答申）

昭和 50 年 1 月 16 日厚生省発衛第 7 号で諮問のあった標記の件については、下記のとおり答申する。

なお、本答申の作成に当たっては、新しい知見を広く探求し、可能な限りこれを取り入れたところである。しかしながら、従来より我が国の栄養所要量等に関する基礎研究は乏しく、その多くは外国の知見等に依存してきたのが実情である。このような点にかんがみ、今後は我が国においても栄養所要量等に関する学問的な基礎研究の振興を図り、国民の食生活の変化、国民体位の向上及び労働環境の変遷等に適切に対応し得るよう、栄養所要量等の改定に取り組むべきである。

また、食品の栄養成分の分析方法についても、医学及び栄養学をはじめとする関係諸科学の近時の研究成果を踏まえて、その整備に努めることを要望する。

記

1. 昭和 55 年までの間に使用する日本人の栄養所要量については、別紙 1 のとおり策定することが適当である。
2. 日本人平均 1 人 1 日当たり栄養所要量（昭和 55 年推計）については、前記 1 の日本人の栄養所要量を基礎として、昭和 55 年における我が国の人口構造及び労働条件の変化等を勘案して別紙 2 のとおり策定することが妥当と考える。

なお、この日本人平均 1 人 1 日当たり栄養所要量は、年令別、性別、妊婦、授産婦別及び労作強度別に策定される前記 1 の日本人の栄養所要量とはその性格を異にし、国民個々人が日常生活において実際に摂取すべき栄養量ではなく、国民全体の栄養改善計画及び食糧需給計画の立案並びに国民の栄養状態の評価等を行う際に使用されるべき性格のものである。

また、食生活指導に必要な食糧構成については、別紙 1 の日本人の栄養所要量に基づき国内各地域の環境条件、労働条件及び食糧需給状況等を総合的に勘案して、それぞれの地域や、集団ごとに作成することが適当である。